

学校法人 鎮西学院 学院長候補者選考規程

(趣旨)

第1条 この規程は、鎮西学院(以下「本法人」という。)寄附行為(以下「寄附行為」という。)第6条に定める学院長の選考等について定める。

(学院長候補者選考委員会の設置)

第2条 理事会は次の各号の1に該当する事由が生じた場合、学院長候補者選考委員会(以下「選考委員会」という。)を設置する。

- (1) 学院長の任期が満了するとき
- (2) 理事会において学院長の辞任を承認したとき
- (3) 前号以外の理由によって学院長が欠員となった場合

第3条 学院長の選考は、選考委員会設置の事由が前条(1)に基づく場合は、学院長の任期満了日の30日より前に、同じく事由が前条(2)または(3)に基づく場合は辞任を申し出た日又は欠員となった日から30日以内に行う。

(委員会の構成)

第4条 選考委員会の構成は、次の者で構成する。

- (1) 寄附行為第8条第1項に定める全ての理事(ただし、現職の学院長を除く)
- (2) 寄附行為第32条第1項第5号ないし第7号の評議員より評議員会で選出された評議員2名

2 選考委員会の議長は、理事長又は代表業務執行理事が務める。

(学院長候補者の選考基準)

第5条 学院長候補者は次の各号に該当する者から選考するものとする。

- (1) 福音主義のキリスト者であって、学院の建学の精神の継承発展が期待できる者
- (2) 人格が高潔で、学識が優れ、かつ、キリスト教主義教育に関し深い識見を有する者
- (3) 優れたリーダーシップと教学上のマネジメント能力を有する者
- (4) 本法人の他の2人以上の理事、1人以上の監事又は2人以上の評議員と特別利害関係(一方の者が他方の者の配偶者又は三親等以内の親族である関係その他特別な利害関係として文部科学省令で定めるものをいう。以下同じ。)を有しない者。

(学院長候補者の選考)

第6条 学院長候補者の選考は次のとおりとする。

- (1) 理事長又は代表業務執行理事は、選考委員会を招集し、各委員に対し、学院長候補者の推薦を依頼する。
- (2) 理事長又は代表業務執行理事は、選考委員会を招集するときは、会議の日時及び場所を、監事に通知しなければならない。
- (3) 各委員は、理事長又は代表業務執行理事に対し、理由を付して学院長候補者を推薦する。
- (4) 理事長又は代表業務執行理事は、選考委員会に対し、推薦者の推薦状況について報告する。

(5) 選考委員会は、各委員の推薦に係る候補者の中から学院長候補者 1 名を選考し、常任理事会に報告する。

(6) 常任理事会は、選考委員会の決定をもとに、学院長候補者を決定し、理事会に報告する。

(7) 理事会は、評議員会に対し、常任理事会による学院長候補者の経過及び結果を伝達し、その意見を聴取する。

2 監事は、委員会の会議に同席することができる。

(学院長の選任)

第 7 条 理事会は、評議員会の意見を聴取の上、出席理事の 3 分の 2 以上の賛成に基づき、前条(5)によって決定された学院長候補者について学院長に選任する。

2 前項の議決が否決された場合、本規程第 2 条ないし前条の手続きを経て、新たな学院長候補者の選考を行う。この場合の学院長の選任は前条の規定による。

(学院長の任期)

第 8 条 学院長の任期は 4 年とし、再任を妨げない。

(学院長の再任手続き)

第 8 条 現職の学院長を再任する場合も、第 2 条ないし前条の手続きを履践しなければならない。

(補充された学院長の任期)

第 9 条 第 2 条(2)及び(3)の事由が生じたことに基づいて選任された学院長の任期は、前任者の残任期間とする。

(他の役職の兼務)

第 10 条 学院長は、理事会の承認に基づき、学長、校長又は園長を兼務できるものとする。

(規程の改廃)

第 11 条 本規程の改廃は、理事会が行う。

附則 2019(平成 31)年 4 月 1 日より施行の鎮西学院学院長候補者選考規程を廃止する。

この規程は、2025(令和 7)4 月 1 日より施行する。